



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222) 7207番

93.8.16 No. 3843

8月15日

「二度と侵略の銃をとらないために 反対と侵略の銃をとらないために

48回目の
「敗戦記念日」



PKO派兵下
であるからこそ…

八月一五日、あの忌まわしき一五年
戦争の敗戦から四八周年のこの日を、
われわれは心の底から、そして改めて
認識し、弾劾しなければならない。

とりわけ心して見なければならない

ことは、今年の敗戦四八周年がPKO
派兵下という、侵略国家体制へと大き
く踏み出したもとで、歴史を画する分
岐点の中で迎えたということである。

「戦後のタブー」を次々と破りつつ、
一切の戦争責任を明確にしないままへ
戦後補償さえ遺棄しながら、アジア
(カンボジア)へと自衛隊を派兵し、

それを既成事実化してきたこと。「国
際貢献」の美名を衣にまとい、それを
万能化させ、海外派兵(侵略のための
国軍)を正当化していること。

この一五年戦争=侵略がアジア人民
にもたらした苦勞と悲惨は、改めて言
を待たない。日本帝国主義は、三千万
人のアジア民衆を虐殺したことのみで
なく、植民地としてのありとあらゆる

辛酸辛苦を強いたのだ。

今日に至る問題となっている、朝鮮
人従軍慰安婦の戦後補償問題さえ氷山
の一角であり、この過程には、どれほ
どの朝鮮アジア人民が強制連行され、
どれほどの強制労働が行なわれたのか
—どれほどの犠牲が強いられたのか！

われわれは、「二度と侵略の銃を取
るな」を「時流」に流されるものにし
てはならない。PKO派兵という緊迫
する状況であるがゆえに、何度も、
そして決意も新たに、問い合わせなけ
ればならない！

われわれは、「日の丸・君が代」一日
本帝國主義が行なつた虐殺の歴史を、

繰り返してはならない。そして天皇の
戦争責任を断固追及していかなくては
ならない。

今日のPKO派兵が、再び「英靈」

を生み出し、暗黒の時代へと踏み出

ている今、そして経済基盤をアジアに

立脚する日本の権益の確保のために、

又も、アジア人民の血が流されんとし

ている。

われわれは、「二度と侵略の銃を取
るな」を「時流」に流されるものにし
てはならない。PKO派兵という緊迫
する状況であるがゆえに、何度も、
そして決意も新たに、問い合わせなけ
ればならない！

反戦平和を担う全ての者は、普遍的
理念を逸脱させることがあつてはなら
ない！

日本軍による住民虐殺犠牲者の遺骨 マレーシア ネグリセニビラン州パリティンギ村
(1942年3月16日) (発掘は1982年)

反戦・運転保安確立！ 反戦・反核を担う労働運動を！

知らないでちに

実際に、われわれの知らないうちに、日本は国家としての性格をどんどん変貌させている。こでは、「防衛白書」を手がかりとして、現在の日本がどこへ向かっているのかを確かめておきたい。

初めて防衛白書が出されたのは七〇年だが、ここではまだ憲法の存在を強く意識したものであった。大きく言って八〇年まで憲法は主として軍事力を規制するものとして意識されたが、八〇年代に入つてからは、軍事力それ自体ではなく、増強された軍事力の行使の範囲を制約するものとしか意識されなく

なる。そして、いくつもの基本的な言葉が防衛白書から消えてなくなる。まず八〇年白書から「防衛に関する国民的合意の必要」が消えた。八八年白書からは「シビリアンコントロール」に関する記述がバツサリ削除され、八九年白書では何と「専守防衛」が消え、「非核三原則を国是として堅持」するという記述もなくなった。また、「わが国が憲法上、集団的自衛権を行使し得ないこと」によって「わが国の領域外で米国が攻撃されても、わが国はこれを防衛する義務を負わない」という記述が削除され、「米国との共同訓練、

共同研究など相互協力によって安保体制を実効性あるものにする」との記述が登場する。ところがこれがさらにがらりと変わるのが九一年白書である。九一年白書では、それまでずっと「防衛政策の基礎」という章の冒頭第一節に置かれて「憲法と自衛権」という節が、ごくつけ足し的に後に回されてしまい、「防衛努力の重要性」が冒頭に置かれるという構成がとられたのである。ここで言う「防衛努力」とは、「自衛隊の強化と対米軍事分担の拡大を結合したものの」と定義された。

軍事力で守ることを宣言

こうした「防衛力」の考え方

の変貌を受けて、ある防衛庁幹部は「朝日新聞」（九一年九月二九日）の連載企画のなかで、「今後のアジアの安定は結局、大東亜共栄圏」と日米安保の統合によつて進められるだろう」と書くまでに至つてゐる。また、

今年二月の「自衛隊隊友会」の機関紙では次のように主張され

ている。「外国で働いている何十万の邦人の生命が危機に瀕したら誰が守るのか。海外に投資されている我が国の資産は誰が守るのか。世界の隅々まで広がっている日本のシーレーンは誰が守るのか」と。つまり、われわれが当然のことと思つていた

「専守防衛」など、権力側は、ざとなつたら侵略戦争にでるぞ、ということだ。

無限大的拡大解釈

こうした動きに合わせて、「防衛」上のさまざまな考え方がどんどん変えられている。PKO法の成立の過程で、憲法や自衛隊法で禁止されている「海外派兵」や「武力行使」という概念が一八〇度変えられてしまつたのは言うまでもないことだが、他にも例えば、「戦力はこれを保持しない」という場合の「戦力」の解釈、「自衛権を行使する」という場合の「地理的範囲」の解釈等々、全てが無限大に拡大解釈されてきている。紙面の都合上、ここでは、「戦力」の解釈がどのように拡大されてき

てしまつてゐるのだ。「防衛力」の基本的な考え方は、「海外に広がつた日本の権益を軍事力で守ることに大転換しているのである。「海外の権益を軍事力で守る」とは、ようするに、いざとなつたら侵略戦争にでるぞ、ということだ。

「戦力」に関する防衛庁の見解の変化

50年代	「攻撃用に用いられる兵器についてはこれを保持することが許されない」
60年代	「攻撃的脅威を与える兵器についてはこれを保持することが許されない」
70年代	「性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器については、いかなる場合においてもこれを保持することが許されない」
80年代	「性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器についてはこれを保持することが許されない」（「いかなる場合においても」が消えた）